という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該開発委託金等を指定することができる。 2　前項の指定を受けた開発委託金等に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国立研究開発法人理化学研究所に関する省令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人理化学研究所に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対応する収益の獲得が予定されない承継資産）	
第九条の四　文部科学大臣は、研究所が承継する棚卸資産について当該棚卸資産から生ずる費用に相当する額（以下「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該棚卸資産を指定することができる。 2　前項の指定を受けた棚卸資産に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令の一部改正）

第四条　国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対応する収益の獲得が予定されない承継資産）	
第九条の四　文部科学大臣は、機構が承継する棚卸資産について当該棚卸資産から生ずる費用に相当する額（以下「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該棚卸資産を指定することができる。 2　前項の指定を受けた棚卸資産に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（対応する収益の獲得が予定されない承継資産に係る特例）

第二条　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の成立の際、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定により国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に出資されたものとされる資産のうち前払費用及び為替予約については、この省令による改正後の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令第五条の二第一項の指定を受けたものとみなす。

2　国立研究開発法人科学技術振興機構の成立の際、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第三条第二項の規定により国立研究開発法人科学技術振興機構に出資されたものとされる資産のうち開発委託金、開発委託金回収債権並びに敷金及び保証金については、この省令による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第九条の四第一項の指定を受けたものとみなす。

3　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第十一項の規定により国立研究開発法人理化学研究所に出資されたものとされる資産のうち棚卸資産については、この省令による改正後の国立研究開発法人理化学研究所に関する省令第九条の四第一項の指定を受けたものとみなす。

4　国立研究開発法人海洋研究開発機構の成立の際、国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十一条第四項の規定により国立研究開発法人海洋研究開発機構に出資されたものとされる資産のうち棚卸資産については、この省令による改正後の国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令第九条の四第一項の指定を受けたものとみなす。

○文部科学省令第三十一号

原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第十七条の二第二項及び第四項、第十七条の四、第十七条の五及び第十七条の六第二項並びに原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第三条の表備考第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、原子力損害の賠償に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

文部科学大臣　萩生田光一

原子力損害の賠償に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子力損害の賠償に関する法律施行規則（昭和三十七年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「その船舶」の下に「。以下同じ。」を、「船籍港」の下に「。以下同じ。」を加える。